

○財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年八月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百九

回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格

方募

イ

ロ

ハ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

と するものによる発行（以下「非
 競争入札」という。）は、価格
 競争入札と同時に行われる。場
 である。特別参加者による発
 行（以下「特別参加者による発
 行」という。）は、価格競争入
 札の募集の決定を及
 び、価格競争入札の募集の決
 定を及ぼす。その後に行われ
 る募集は、特別参加者による
 募集（以下「特別参加者による
 募集」という。）である。募集
 額は、特別参加者による募集
 の範囲内において各申請
 者の募集額を案分により
 割り当てる。特別参加者ご
 との募集額は、特別参加者ご
 との募集額の範囲内において
 各申請者の募集額を案分によ
 り割り当てる。

各申請者の募集額を案分によ
 り割り当てる。特別参加者ご
 との募集額は、特別参加者ご
 との募集額の範囲内において
 各申請者の募集額を案分によ
 り割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格 行
発 競 額
行 争 額

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 特 者 非 争
債 別 者 非 入
市 加 第 格 札
場 場 I 競 競 発

ニ

国 特 者 非 争
債 別 者 非 入
市 加 第 格 札
場 場 II 競 競 発

で 三 千 二 百 五 十 四 億 円	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	で 千 九 百 三 十 三 億 円	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	で 七 十 九 億 二 千 万 円	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	円	額 で 五 百 九 十 七 億 九 千 百 二 十 万 金	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	千 百 六 十 万 円	面 金 額 で 一 兆 六 千 三 百 十 八 億 三 千 九 百 三 十 三 万 金	行 した 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	円 、 千 百 三 十 八 億 六 千 九 百 二 十 三 万 金	千 二 百 三 十 八 億 六 千 九 百 二 十 三 万 金	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額	特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 十 一 条	財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行	う ち 平 成 二 十 二 年 度 に お け る	億 円	額 面 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 七 十 五
--	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---	---	---	--	----------------------------	--	---	--	---	--	---	---	--	---	---	--------	--

十四

初期
利子

平

(二)

成控得は出に住時額金にの口るに
 二除税外しは者に(額よに座も係発
 十すの国た、又おたにりつにのと所行
 二年こ税率人が適に(一)国取、のしは又て税にお
 十二月が乗じた金額)を
 二十日を支

に
 係
 行
 時
 所
 得
 税
 が
 い
 て
 振
 替
 口
 泉
 徴
 収
 の
 利
 子

十三

の経利入価・別債行争非
 払過札格第参市及入価
 込利発競II加場び札格
 み子率行争非者特国発競

(一)年

む十式は一
 も号に、募・一
 のにより払入一
 と規り込決パ
 定算金定のセ
 す出額に通ン
 。るしに知ト
 期た加を
 日金え、受
 に額を次け
 払い第のた
 込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{11}{100} \times \frac{47}{365}}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子 第二期以

平成二十二年八月六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成三十一年六月二十日 利率をその日以前六月間に属す いて、その日以、各支払期にお 日を支払期とし、及び十二月十 毎年六月二十日及び十二月十 額面金額 $\frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日について同じ。 下、次号及び第十六号において は、その翌営業日に支払うとき 払期が銀行休業日に当たるとき した金額を支払う。ただし、算出 払期とし、次の算式により算出